関　西　大　学　経　済　人　ク　ラ　ブ　規　約

第１章　総 則

第１条（名称）

本会の名称は、関西大学経済人クラブとする。

第２条（目的）

本会は会員相互の親睦と啓発を図ることを目的とする。

第３条（事務所）

本会は事務所を関西大学校友会本部内もしくは役員会で決定した場所におく。

第４条（事業年度及び会計年度）

本会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第２章　会 員

第５条（会員）

１　本会は関西大学校友及び関西大学に在籍したことのある者の産業人のうち、企業経営者・管理職等、士業等、その他これらに準ずる者で組織する。

２　会員は、本規約並びに決定事項を遵守し、前条の目的達成に向け協力し、一致団結する事とする。

３　会員が、本会の名を使用して活動を行う場合は、会長若しくは副会長の承認を得ることとする。

４　会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第６条（入会）

本会の入会は、本会会員２名（うち１名は第８条１項規定の役員とする）の推薦を得たうえで所定の申込書を提出し、運営委員会での承認を得ることを要する。なお、入会金は１０，０００円とする。

第７条（退会）

次に掲げる事由があった場合、会員は退会するものとする。

①会員本人の申し出

②会員の死亡

③会費の未納

④本規約に反する行為を行った者

⑤役員会の決議による者

第３章　役 員

第８条（役員）

１　本会は次に掲げる役員をおく。

①会長　　１名

②副会長　　５名

③代表幹事　　１名

④副代表幹事　　６名

⑤会計監査　　２名

⑥幹事　　若干名

２　役員は、会員の中から総会の決議により決定する。

３　会長の指名に先立ち、その候補者を指名するため、指名委員会を置く。

４　会長は役員及び会計監査を指名する。

第９条（職務内容）

１　会長は本会の代表者として職務を全うする。

２　副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事が出来る。

３　代表幹事は役員会を招集し、本会の検討事項を審議し円滑な運営を図る。

４　副代表幹事は、代表幹事を補佐し、本会が円滑に運営されるよう補助する。

５　会計監査は資金の管理を適正に行い、定期に会長の閲覧を受けるものとする。

６　幹事は本会の運営に協力しなければならない。

第１０条（役員会）

１　役員は、役員会を構成する。

２　役員会は、年３回開催し、役員は出席する義務を負う。

３　役員会の決議は、出席役員の多数決により決定する。可否同数の場合は会長一任とする。

４　役員会は会長が招集する。

第１１条（役員任期等）

役員として選任された者は、選任された翌年の４月１日に就任し、その任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

第１２条（顧問等）

１　本会に名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役を置く事が出来る。

２　名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役は役員会がこれを推薦し、総会の承認を得る事とする。ただし学校法人関西大学理事長は名誉会長に、関西大学学長は名誉副会長に、関西大学校友会会長は顧問に、関西大学校友会事務局長は参与に推薦する。

３　本会の名誉会長、名誉副会長、顧問が、その役を退任したときは名誉顧問に推薦する。

４　本会の会長、副会長が、その役を退任したときは相談役に推挙する。

第１３条（運営委員会）

１　運営委員会は、会長、副会長、代表幹事、副代表幹事、その他会長が任命した者で構成し、会の運営執行を協議する。開催日程等については、会長もしくは代表幹事により決定する。

２　運営委員会には、その他の幹事及び会員も必要に応じて出席することができる。

第４章　会 費

第１４条（年会費）

１　本会の年会費は２０,０００円（１０月１日以降の入会者については１０，０００円）とし、例会等の当日出席会費はその都度徴収する。

２　当該事業年度の途中に退会を申し出た会員については、年会費の全額を徴収する。

第１５条（優待会員）

当該事業年度の前年３月３１日までに年齢が満８０歳に達した会員は、優待会員として処遇され、前条に規定する年会費の負担を要しない。

第５章　総 会

第１６条

１　総会は年１回開催する。但し必要に応じて臨時総会の開催を認める。

２　総会は役員会の決議を経て、会長が招集する。

３　会員は、１０名以上の連署をもって、会長に対し、総会の招集を請求することができる。
４　前項の場合、会長は、遅滞なく総会を招集しなければならない。
５　総会の議長は会長が行う。但し副会長、代表幹事が会長の指名を受けて代行する事ができる。

第１７条（総会決議事項）
次に定める事項は総会の決議、又は承認を得なければならない。
①規約の改定
②決算報告
③事業報告
④会費の徴収
⑤その他重要な事項

第１８条（議決方法）
総会の決議は、出席会員の多数決により、可否同数の場合は議長一任とする。ただし、本規約の改正の決議は、出席会員の３分の２以上の賛成を要する。

第6章　会 計

第１９条
本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によってこれに充てる。

第7章　雑 則

第２０条
本規約施行に必要な細則は、運営委員会において決定する。

以　上

【２０２３年5月１５日 改定】